

葉山町一般職の職員の給与に関する条例及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例

葉山町一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年葉山町条例第108号）及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年葉山町条例第24号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和元年11月28日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

令和元年8月7日に行われた人事院勧告を勘案し、職員の給与について改正を行うとともに、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町一般職の職員の給与に関する条例及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(葉山町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 葉山町一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年葉山町条例第108号)の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給								
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,600	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,700	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,800	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,900	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,900	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	156,300	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	157,600	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	158,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	160,100	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	161,600	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	163,100	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	164,700	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	165,900	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	167,400	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	168,900	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	170,400	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	171,700	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	174,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	177,000	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	179,600	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	182,200	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	183,900	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	185,500	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	187,200	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	188,700	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	190,400	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	192,200	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	193,900	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	195,500	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	196,900	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	

31	198,400	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	199,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	201,200	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	202,500	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	203,700	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	205,000	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	206,300	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	207,600	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	208,900	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	210,200	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	211,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	212,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	213,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	215,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	216,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	217,400	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	218,400	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	219,500	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	220,600	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	221,600	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	222,500	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	223,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,800	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,400	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,100	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,800	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	228,600	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	229,400	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	230,100	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	231,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	232,700	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	233,400	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	234,000	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		

67	234,500	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	235,200	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	236,000	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	236,600	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	237,200	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	237,700	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	238,400	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	239,100	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	239,800	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	240,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	240,800	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	241,500	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	242,200	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	242,900	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	243,500	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	244,200	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	244,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	245,600	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	246,100	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	246,600	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	246,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	247,300	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	247,600	293,400	340,700	379,400	392,000			
90		293,800	341,100	379,900	392,300			
91		294,100	341,600	380,300	392,600			
92		294,500	342,000	380,700	392,800			
93		294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600		393,200			
95		295,200	343,100		393,400			
96		295,600	343,500		393,600			
97		295,800	343,700		393,800			
再任用職員	139,400	177,800	211,100	234,700	244,400	267,400	285,500	352,000

備考 この表は、行政職給料表（二）の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給						
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	136,100	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700
	2	137,400	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900
	3	138,600	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000
	4	140,000	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000
	5	141,000	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900
	6	142,300	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000
	7	143,600	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200
	8	144,800	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200
	9	145,900	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100
	10	148,200	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400
	11	150,500	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600
	12	152,700	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900
	13	154,900	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000
	14	156,300	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100
	15	157,700	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300
	16	159,100	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400
	17	160,400	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300
	18	161,800	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300
	19	163,400	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300
	20	164,800	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300
	21	166,200	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000
	22	167,400	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100
	23	168,600	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100
	24	169,900	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200
	25	171,000	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600
	26	172,100	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500
	27	173,100	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400
	28	174,300	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300
	29	175,400	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900
30	176,500	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	

31	177,600	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700
32	178,700	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500
33	179,600	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400
34	180,700	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200
35	181,800	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000
36	182,900	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700
37	183,900	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100
38	184,800	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400
39	185,600	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800
40	186,600	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200
41	187,500	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500
42	188,400	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400
43	189,100	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500
44	190,000	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600
45	190,200	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400
46	190,900	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300
47	191,600	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200
48	192,200	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100
49	192,800	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000
50	193,600	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800
51	194,300	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600
52	195,000	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400
53	195,600	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100
54	196,200	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800
55	196,900	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500
56	197,800	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200
57	198,400	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700
58		224,600	275,000	321,700	362,800	379,300
59		225,400	275,900	322,900	363,500	379,900
60		226,100	277,000	324,100	364,200	380,600
61		226,800	278,100	324,800	364,600	381,000
62		227,800	279,100	325,700	365,200	381,700
63		228,600	280,000	326,500	365,900	382,300
64		229,400	281,000	327,300	366,600	382,900
65		230,100	281,500	328,200	366,900	383,300
66		230,800	282,400	328,600	367,600	383,900

67		231,700	283,100	329,300	368,300	384,500
68		232,700	284,000	330,100	369,000	385,100
69		233,400	285,000	330,900	369,300	385,500
70		234,000	285,800	331,600	369,900	386,000
71		234,500	286,600	332,300	370,600	386,500
72		235,200	287,400	333,000	371,200	387,100
73		236,000	288,200	333,500	371,500	387,400
74		236,600	288,700	334,100	372,100	387,800
75		237,200	289,100	334,600	372,800	388,200
76		237,700	289,600	335,200	373,400	388,600
77		238,400	289,800	335,500	373,800	388,900
78		239,100	290,100	336,000	374,300	389,200
79		239,800	290,300	336,400	374,900	389,500
80		240,300	290,700	336,900	375,400	389,800
81		240,800	290,900	337,300	375,900	390,000
82		241,500	291,100	337,800	376,500	390,300
83		242,200	291,500	338,300	377,000	390,600
84		242,900	291,800	338,800	377,300	390,800
85		243,500	292,100	339,100	377,700	391,000
86		244,200	292,400	339,500	378,200	391,300
87		244,900	292,700	340,000	378,600	391,600
88		245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
89		246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90		246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91		246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92		247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93		247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94			294,900	342,600		393,200
95			295,200	343,100		393,400
96			295,600	343,500		393,600
97			295,800	343,700		393,800
再任用職員	128,500	135,200	184,800	215,100	234,700	244,400

備考 この表は、自動車運転、清掃、土木、庁務、給食等の業務に従事する職員に適用する。

第2条 葉山町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

葉山町一般職の職員の給与等に関する条例

第3条第2項中「第19条」を「地方公務員法第22条の2第1項各号及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年葉山町条例第24号）第2条第1項」に改める。

第4条第10項中「葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年葉山町条例第12号）」を「勤務時間条例」に改め、同条第11項中「（平成22年葉山町条例第24号）」を削る。

第17条の4第2項中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

第19条を次のように改める。

（臨時職員等の給与等）

第19条 地方公務員法第22条の3第4項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により採用された職員の給与については、任用期間の定めのない常勤の職員の給与の取扱いの例による。

第19条の次に次の4条を加える。

第19条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条の規定により採用された職員の給与については、第4条第3項から第8項までの規定を除き、任用期間の定めのない常勤の職員の給与の取扱いの例による。

第19条の3 地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員の給与については、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 前項の給料については、任用期間の定めのない常勤の職員との権衡を考慮し、規則で定める。

3 第1項の期末手当については、同項の職員のうち任期の定めが6月以上の者（これに準ずるものとして規則で定める職員を含む。）に支給するものとする。

4 第1項の給与のうち給料以外のものについては、任用期間の定めのない常勤の職員の給与の取扱いの例による。この場合において必要な読替えは、規則で定める。

第19条の4 地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により、1週につき29時間を超える勤務時間をもって採用された職員（以下「非常勤嘱託員」という。）の給与は、報酬及び期末手当とする。

2 任命権者は、基本報酬に、非常勤嘱託員が従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、任用期間の定めのない常勤の職員に支給される手当の額に相当する額を加えた額をもって、報酬の額とすることができる。

- 3 前項の基本報酬は月額によるものとし、規則で定める。
 - 4 第1項の期末手当については、同項の職員のうち任期の定めが6月以上の者(これに準ずるものとして規則で定める職員を含む。)に支給するものとし、任用期間の定めのない常勤の職員の期末手当の取扱いの例による。この場合において必要な読替えは、規則で定める。
 - 5 非常勤嘱託員が第9条第1項各号のいずれかに該当する場合は、通勤に係る費用弁償を支給するものとし、その支給については、第9条の規定を準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は交替制勤務に従事する職員で平均1箇月当たりの通勤所要回数の少ないもの(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)」とあるのは、「非常勤嘱託員で平均1箇月当たりの通勤所要回数の少ないもの(以下単に「非常勤嘱託員」という。)」と、同項第2号及び同条第3項中「再任用短時間勤務職員等」とあるのは、「非常勤嘱託員」と読み替えるものとする。
 - 6 非常勤嘱託員が公務のため旅行した場合は、その旅行に係る費用弁償を支給する。この場合における費用弁償の支給については、葉山町職員旅費支給条例(昭和31年葉山町条例第205号)における行政職(一)1級並びに行政職(二)2級及び1級の職員の旅費の取扱いの例による。
- 第19条の5 地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により、1週につき29時間未満の勤務時間をもって採用された職員(以下「日々任用職員」という。)の給与は、報酬とする。
- 2 前項の報酬は日額又は時間額によるものとし、規則で定める。
 - 3 日々任用職員が、町長が別に定める基準に該当する場合は、通勤に係る費用弁償を支給するものとし、その支給については、規則で定める。

(葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

「

1	374,000
---	---------

」を「

1	375,000
---	---------

」に改める。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「葉山町一般職の職員の給与に関する条例」を「葉山町一般職の職員の給与等に関する条例」に改め、同条第2項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は公布の日から、第 2 条、第 4 条及び附則第 4 項から第 10 項までの規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定による改正後の葉山町一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定並びに第 3 条の規定による改正後の葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第 7 条第 1 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用し、第 1 条の規定による改正後の給与条例第 17 条の 4 第 2 項の規定及び第 3 条の規定による改正後の任期付条例第 8 条第 2 項の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 2 平成 31 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の葉山町一般職の職員の給与に関する条例別表第 1 及び別表第 2 の規定並びに第 3 条の規定による改正前の葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 7 条第 1 項の規定に基づいて支給された給料は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給料の内払とみなす。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 4 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 16 年葉山町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「一般職の職員の給与に関する条例」を「葉山町一般職の職員の給与等に関する条例」に改め、同条中「葉山町一般職の職員の給与に関する条例」を「葉山町一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 5 葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年葉山町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項、第 15 条第 3 項及び第 15 条の 2 第 3 項中「葉山町一般職の職員の給与に関する条例」を「葉山町一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(葉山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 6 葉山町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年葉山町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「葉山町一般職の職員の給与に関する条例」を「葉山町一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(葉山町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

7 葉山町証人等の実費弁償に関する条例(昭和47年葉山町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「葉山町一般職の職員の給与に関する条例」を「葉山町一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

8 葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和43年葉山町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「葉山町一般職の職員の給与に関する条例」を「葉山町一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(葉山町職員旅費支給条例の一部改正)

9 葉山町職員旅費支給条例(昭和31年葉山町条例第205号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「葉山町一般職の職員の給与に関する条例」を「葉山町一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

(葉山町消防長及び消防署長の任命資格を定める条例の一部改正)

10 葉山町消防長及び消防署長の任命資格を定める条例(平成25年葉山町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「葉山町一般職の職員の給与に関する条例」を「葉山町一般職の職員の給与等に関する条例」に改める。

条例の概要

題 名

葉山町一般職の職員の給与に関する条例及び葉山町一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

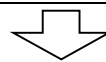
令和元年 8 月 7 日に行われた人事院勧告を勘案し、職員の給与について改正を行
うとともに、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計
年度任用職員制度の創設に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

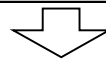
(1) 一般職の職員の勤勉手当及び特定任期付職員の期末手当について、令和元年12
月期及び令和 2 年度以降の支給率を、国家公務員に準じて次のとおり改正するこ
ととした。

《第 1 条及び第 2 条により改正する給与条例第 17 条の 4 部分、第 3 条及び第 4 条により改正する
任期付条例第 8 条部分》

		一般職職員		特定任期付職員
		期末手当	勤勉手当	期末手当
現 行	6 月期	1.3 月	0.925 月	1.675 月
	12 月期	1.3 月	0.925 月	1.675 月
	計	2.6 月	1.85 月	3.35 月
	年間計	4.45 月		3.35 月



令 和 元 年 12 月 適 1 用 日		一般職職員		特定任期付職員
		期末手当	勤勉手当	期末手当
	6 月期	1.3 月	0.925 月	1.675 月
	12 月期	1.3 月	0.975 月	1.725 月
	計	2.6 月	1.9 月	3.4 月
	年間計	4.5 月		3.4 月



令 和 2 年 4 月 施 1 行 日		一般職職員		特定任期付職員
		期末手当	勤勉手当	期末手当
	6 月期	1.3 月	0.95 月	1.7 月
	12 月期	1.3 月	0.95 月	1.7 月
	計	2.6 月	1.9 月	3.4 月
	年間計	4.5 月		3.4 月

(2) 行政職給料表 (一) 及び行政職給料表 (二) について、国家公務員の行政職俸給表の改正に準じて給料月額の改正を行うこととした。

《第 1 条により改正する給与条例別表部分》

(平均改定率 + 0.14% 平均改定額 + 420円 / 月)

(3) 特定任期付職員の給料表について、国家公務員の特定任期付職員に適用する俸給表の改正に準じて給料月額の改正を行うこととした。

《第 3 条により改正する任期付条例第 7 条部分》

(4) 会計年度任用職員制度の創設に伴い、臨時職員等の給与に係る規定を整理することとした。

《第 2 条により改正する給与条例第 3 条・第 19 条 ~ 第 19 条の 5 部分》

(5) 「葉山町一般職の職員の給与に関する条例」を引用する条例について、題名改正を反映した改正を行うこととした。

《附則第 4 項 ~ 第 10 項部分》

3 施行期日等

(1) この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は公布の日から、第 2 条及び第 4 条の規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

(2) 給料表に係る改正規定は平成 31 年 4 月 1 日から適用し、令和元年 12 月期に支給する期末・勤勉手当に係る改正規定は令和元年 12 月 1 日から適用することとした。

(3) 平成 31 年 4 月 1 日前に職務の級を異にして異動した職員等の号給の調整について、権衡上必要と認められる限りにおいて、町長の定めるところにより必要な調整を行うことができることとした。

(4) 改正前の条例の規定に基づいて支給された平成 31 年 4 月以降の給料は、改正後の条例の規定に基づいて支給されるものの内払とみなすこととした。

【第1条】葉山町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第17条の4：R1.12.1適用、別表：H31.4.1適用）

改正後										改正前											
葉山町一般職の職員の給与に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号 （勤勉手当） 第17条の4（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に100分の97.5（再任用職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5（略） 別表第1（第3条関係） 行政職給料表（一）										葉山町一般職の職員の給与に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号 （勤勉手当） 第17条の4（略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に100分の92.5（再任用職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5（略） 別表第1（第3条関係） 行政職給料表（一）											
職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	再任 用職 員以 外の 職員	職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	再任 用職 員以 外の 職員
		円	円	円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円	円	円	
	1	150,600	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100			1	148,600	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	
	2	151,700	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500			2	149,700	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	
	3	152,800	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000			3	150,800	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	
	4	153,900	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400			4	151,900	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	
	5	154,900	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300			5	153,000	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	
	6	156,300	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600			6	154,400	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	
	7	157,600	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700			7	155,700	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	
	8	158,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900			8	157,000	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	
	9	160,100	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900			9	158,300	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	

改正後										改正前									
10	161,600	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000		10	159,800	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	
11	163,100	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100		11	161,300	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	
12	164,700	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200		12	162,900	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	
13	165,900	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900		13	164,200	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	
14	167,400	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700		14	165,700	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	
15	168,900	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700		15	167,200	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	
16	170,400	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700		16	168,700	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	
17	171,700	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600		17	170,100	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	
18	174,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400		18	172,800	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	
19	177,000	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200		19	175,400	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	
20	179,600	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900		20	178,000	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	
21	182,200	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700		21	180,700	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	
22	183,900	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200		22	182,400	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	
23	185,500	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600		23	184,000	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	
24	187,200	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100		24	185,700	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	
25	188,700	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500		25	187,200	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	
26	190,400	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800		26	188,900	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	
27	192,200	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100		27	190,700	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	
28	193,900	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300		28	192,400	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	
29	195,500	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300		29	194,000	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	
30	196,900	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000		30	195,400	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	
31	198,400	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800		31	196,900	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	
32	199,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500		32	198,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	
33	201,200	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200		33	199,700	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	
34	202,500	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000		34	201,000	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	
35	203,700	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700		35	202,200	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	
36	205,000	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300		36	203,500	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	

改正後										改正前									
37	206,300	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800		37	204,800	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	
38	207,600	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400		38	206,100	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	
39	208,900	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000		39	207,400	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	
40	210,200	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600		40	208,700	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	
41	211,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100		41	209,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	
42	212,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		42	211,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	213,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		43	212,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	215,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		44	213,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	216,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		45	214,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	217,400	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			46	215,900	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	218,400	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			47	216,900	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	219,500	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			48	218,000	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	220,600	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			49	219,100	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	221,600	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			50	220,100	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	222,500	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			51	221,000	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	223,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			52	222,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	223,800	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			53	222,400	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	224,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			54	223,300	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	225,400	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			55	224,100	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	226,100	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			56	224,900	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	226,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			57	225,600	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	227,800	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			58	226,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	228,600	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			59	227,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	229,400	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			60	228,300	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	230,100	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			61	229,000	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	230,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				62	229,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	231,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			

改正後									改正前								
<u>64</u>	232,700	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			<u>64</u>	231,700	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
<u>65</u>	233,400	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			<u>65</u>	232,400	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
<u>66</u>	234,000	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			<u>66</u>	233,100	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
<u>67</u>	234,500	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			<u>67</u>	233,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
<u>68</u>	235,200	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			<u>68</u>	234,500	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
<u>69</u>	236,000	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			<u>69</u>	235,300	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
<u>70</u>	236,600	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			<u>70</u>	236,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
<u>71</u>	237,200	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			<u>71</u>	236,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
<u>72</u>	237,700	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			<u>72</u>	237,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
<u>73</u>	238,400	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			<u>73</u>	238,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
<u>74</u>	239,100	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			<u>74</u>	238,800	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
<u>75</u>	239,800	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			<u>75</u>	239,600	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
<u>76</u>	240,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			<u>76</u>	240,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
<u>77</u>	240,800	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			<u>77</u>	240,800	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
<u>78</u>	241,500	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			<u>78</u>	241,500	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
<u>79</u>	242,200	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			<u>79</u>	242,200	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
<u>80</u>	242,900	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			<u>80</u>	242,900	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
<u>81</u>	243,500	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			<u>81</u>	243,500	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
<u>82</u>	244,200	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			<u>82</u>	244,200	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
<u>83</u>	244,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			<u>83</u>	244,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
<u>84</u>	245,600	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			<u>84</u>	245,600	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
<u>85</u>	246,100	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			<u>85</u>	246,100	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
<u>86</u>	246,600	292,400	339,500	378,200	391,300				<u>86</u>	246,600	292,400	339,500	378,200	391,300			
<u>87</u>	246,900	292,700	340,000	378,600	391,600				<u>87</u>	246,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
<u>88</u>	247,300	293,100	340,400	379,000	391,800				<u>88</u>	247,300	293,100	340,400	379,000	391,800			
<u>89</u>	247,600	293,400	340,700	379,400	392,000				<u>89</u>	247,600	293,400	340,700	379,400	392,000			
<u>90</u>		293,800	341,100	379,900	392,300				<u>90</u>		293,800	341,100	379,900	392,300			

改正後										
	91		294,100	341,600	380,300	392,600				
	92		294,500	342,000	380,700	392,800				
	93		294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600		393,200				
	95		295,200	343,100		393,400				
	96		295,600	343,500		393,600				
	97		295,800	343,700		393,800				
再任用職員			139,400	177,800	211,100	234,700	244,400	267,400	285,500	352,000

備考 この表は、行政職給料表（二）の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	136,100	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700
	2	137,400	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900
	3	138,600	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000
	4	140,000	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000
	5	141,000	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900
	6	142,300	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000
	7	143,600	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200
	8	144,800	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200
	9	145,900	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100

改正前										
	91		294,100	341,600	380,300	392,600				
	92		294,500	342,000	380,700	392,800				
	93		294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600		393,200				
	95		295,200	343,100		393,400				
	96		295,600	343,500		393,600				
	97		295,800	343,700		393,800				
再任用職員			139,400	177,800	211,100	234,700	244,400	267,400	285,500	352,000

備考 この表は、行政職給料表（二）の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	134,600	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900
	2	135,800	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100
	3	137,100	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400
	4	138,500	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500
	5	139,600	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400
	6	140,800	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700
	7	142,100	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000
	8	143,400	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200
	9	144,600	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100

改正後								改正前							
10	148,200	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400		10	146,900	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	
11	150,500	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600		11	149,100	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	
12	152,700	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900		12	151,300	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	
13	154,900	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000		13	153,600	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	
14	156,300	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100		14	155,000	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	
15	157,700	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300		15	156,400	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	
16	159,100	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400		16	157,800	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	
17	160,400	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300		17	159,100	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	
18	161,800	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300		18	160,600	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	
19	163,400	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300		19	162,100	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	
20	164,800	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300		20	163,500	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	
21	166,200	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000		21	164,900	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	
22	167,400	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100		22	166,100	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	
23	168,600	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100		23	167,400	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	
24	169,900	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200		24	168,600	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	
25	171,000	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600		25	169,700	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	
26	172,100	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500		26	170,900	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	
27	173,100	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400		27	171,900	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	
28	174,300	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300		28	173,000	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	
29	175,400	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900		29	174,100	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	
30	176,500	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800		30	175,200	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	
31	177,600	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700		31	176,300	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	
32	178,700	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500		32	177,400	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	
33	179,600	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400		33	178,300	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	
34	180,700	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200		34	179,400	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	
35	181,800	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000		35	180,500	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	
36	182,900	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700		36	181,600	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	

改正後								改正前							
37	183,900	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100		37	182,600	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	
38	184,800	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400		38	183,500	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	
39	185,600	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800		39	184,400	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	
40	186,600	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200		40	185,300	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	
41	187,500	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500		41	186,200	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	
42	188,400	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400		42	187,100	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	
43	189,100	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500		43	187,900	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	
44	190,000	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600		44	188,700	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	
45	190,200	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400		45	189,000	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	
46	190,900	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300		46	189,800	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	
47	191,600	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200		47	190,500	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	
48	192,200	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100		48	191,200	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	
49	192,800	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000		49	191,800	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	
50	193,600	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800		50	192,600	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	
51	194,300	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600		51	193,300	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	
52	195,000	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400		52	194,100	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	
53	195,600	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100		53	194,700	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	
54	196,200	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800		54	195,300	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	
55	196,900	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500		55	196,100	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	
56	197,800	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200		56	196,900	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	
57	198,400	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700		57	197,500	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	
58		224,600	275,000	321,700	362,800	379,300		58		223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	
59		225,400	275,900	322,900	363,500	379,900		59		224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	
60		226,100	277,000	324,100	364,200	380,600		60		224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	
61		226,800	278,100	324,800	364,600	381,000		61		225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	
62		227,800	279,100	325,700	365,200	381,700		62		226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	
63		228,600	280,000	326,500	365,900	382,300		63		227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	

改正後								改正前							
64		229,400	281,000	327,300	366,600	382,900		64		228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	
65		230,100	281,500	328,200	366,900	383,300		65		229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	
66		230,800	282,400	328,600	367,600	383,900		66		229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	
67		231,700	283,100	329,300	368,300	384,500		67		230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	
68		232,700	284,000	330,100	369,000	385,100		68		231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	
69		233,400	285,000	330,900	369,300	385,500		69		232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	
70		234,000	285,800	331,600	369,900	386,000		70		233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	
71		234,500	286,600	332,300	370,600	386,500		71		233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	
72		235,200	287,400	333,000	371,200	387,100		72		234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	
73		236,000	288,200	333,500	371,500	387,400		73		235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	
74		236,600	288,700	334,100	372,100	387,800		74		236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	
75		237,200	289,100	334,600	372,800	388,200		75		236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	
76		237,700	289,600	335,200	373,400	388,600		76		237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	
77		238,400	289,800	335,500	373,800	388,900		77		238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	
78		239,100	290,100	336,000	374,300	389,200		78		238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	
79		239,800	290,300	336,400	374,900	389,500		79		239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	
80		240,300	290,700	336,900	375,400	389,800		80		240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	
81		240,800	290,900	337,300	375,900	390,000		81		240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	
82		241,500	291,100	337,800	376,500	390,300		82		241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	
83		242,200	291,500	338,300	377,000	390,600		83		242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	
84		242,900	291,800	338,800	377,300	390,800		84		242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	
85		243,500	292,100	339,100	377,700	391,000		85		243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	
86		244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		86		244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87		244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		87		244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88		245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		88		245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89		246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		89		246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90		246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		90		246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	

改正後								改正前								
	91		246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		91		246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
	92		247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		92		247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
	93		247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		93		247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
	94			294,900	342,600		393,200		94			294,900	342,600		393,200	
	95			295,200	343,100		393,400		95			295,200	343,100		393,400	
	96			295,600	343,500		393,600		96			295,600	343,500		393,600	
	97			295,800	343,700		393,800		97			295,800	343,700		393,800	
再任用 職員		128,500	135,200	184,800	215,100	234,700	244,400		再任用 職員		128,500	135,200	184,800	215,100	234,700	244,400
備考 この表は、自動車運転、清掃、土木、庁務、給食等の業務に従事する職員に適用する。								備考 この表は、自動車運転、清掃、土木、庁務、給食等の業務に従事する職員に適用する。								

【第2条】葉山町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (R2.4.1施行)

改正後	改正前
<p>葉山町一般職の職員の給与等に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号</p> <p>(給料表及び職務の級)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 行政職給料表(一)(別表第1)</p> <p>(2) 行政職給料表(二)(別表第2)</p> <p>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、<u>地方公務員法第22条の2第1項各号及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)第2条第1項</u>に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>(初任給、昇給等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、<u>勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>11 葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められ</p>	<p>葉山町一般職の職員の給与に関する条例 昭和26年3月19日条例第108号</p> <p>(給料表及び職務の級)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 行政職給料表(一)(別表第1)</p> <p>(2) 行政職給料表(二)(別表第2)</p> <p>2 前項の給料表(以下「給料表」という。)は、<u>第19条</u>に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>(初任給、昇給等の基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、<u>葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年葉山町条例第12号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>11 葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)に対する第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第2</p>

改正後	改正前
<p>たその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 (勤勉手当)</p> <p>第17条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に100分の95(再任用職員にあっては、100分の45)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(臨時職員等の給与等)</p>	<p>条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 (勤勉手当)</p> <p>第17条の4 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、支給を受ける職員の勤勉手当基礎額に100分の97.5(再任用職員にあっては、100分の45)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(臨時職員等の給与)</p>
<p>第19条 地方公務員法第22条の3第4項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号の規定により採用された職員の給与については、任用期間の定めのない常勤の職員の給与の取扱いの例による。</p>	<p>第19条 任用期間の定めのある常勤の職員及び常勤を要しない職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)については、任命権者は、常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>
<p>第19条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条の規定により採用された職員の給与については、第4条第3項から第8項までの規定を除き、任用期間の定めのない常勤の職員の給与の取扱いの例による。</p>	<p>(新規)</p>
<p>第19条の3 地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された職員の給与については、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。</p>	<p>(新規)</p>
<p>2 前項の給料については、任用期間の定めのない常勤の職員との権衡を考慮し、規則で定める。</p> <p>3 第1項の期末手当については、同項の職員のうち任期の定めが6月以上の者(これに準ずるものとして規則で定める職員を含む。)に支給するものとする。</p>	

改正後	改正前
<p>4 第1項の給与のうち給料以外のものについては、任用期間の定めのない常勤の職員の給与の取扱いの例による。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>第19条の4 地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により、1週につき29時間を超える勤務時間をもって採用された職員（以下「非常勤嘱託員」という。）の給与は、報酬及び期末手当とする。</p> <p>2 任命権者は、基本報酬に、非常勤嘱託員が従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、任用期間の定めのない常勤の職員に支給される手当の額に相当する額を加えた額をもって、報酬の額とすることができる。</p> <p>3 前項の基本報酬は月額によるものとし、規則で定める。</p> <p>4 第1項の期末手当については、同項の職員のうち任期の定めが6月以上の者（これに準ずるものとして規則で定める職員を含む。）に支給するものとし、任用期間の定めのない常勤の職員の期末手当の取扱いの例による。この場合において必要な読替えは、規則で定める。</p> <p>5 非常勤嘱託員が第9条第1項各号のいずれかに該当する場合は、通勤に係る費用弁償を支給するものとし、その支給については、第9条の規定を準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は交替制勤務に従事する職員で平均1箇月当たりの通勤所要回数<small>の少ないもの</small>（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）」とあるのは、「非常勤嘱託員で平均1箇月当たりの通勤所要回数<small>の少ないもの</small>（以下単に「非常勤嘱託員」という。）」と、同項第2号及び同条第3項中「再任用短時間勤務職員等」とあるのは、「非常勤嘱託員」と読み替えるものとする。</p> <p>6 非常勤嘱託員が公務のため旅行した場合は、その旅行に係る費用弁償を支給する。この場合における費用弁償の支給については、葉山町職員旅費支給条例（昭和31年葉山町条例第205号）における行政職（一）1級並びに行政職（二）2級及び1級の職員の旅費の取扱いの例による。</p> <p>第19条の5 地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により、1週につ</p>	<p>（新規）</p> <p>（新規）</p>

改正後	改正前
<p><u>き29時間未満の勤務時間をもって採用された職員（以下「日々任用職員」という。）の給与は、報酬とする。</u></p> <p><u>2 前項の報酬は日額又は時間額によるものとし、規則で定める。</u></p> <p><u>3 日々任用職員が、町長が別に定める基準に該当する場合は、通勤に係る費用弁償を支給するものとし、その支給については、規則で定める。</u></p>	

【第3条】葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表（第7条：H31.4.1適用、第8条：R1.12.1適用）

改正後	改正前												
<p>葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号</p>	<p>葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号</p>												
<p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">375,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2～7</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 （略）</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年葉山町条例第24号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の130（再任用職員にあっては、100分の72.5）」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3～4 （略）</p>	号給	給料月額（円）	1	375,000	2～7	（略）	<p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">374,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2～7</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 （略）</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年葉山町条例第24号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の130（再任用職員にあっては、100分の72.5）」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3～4 （略）</p>	号給	給料月額（円）	1	374,000	2～7	（略）
号給	給料月額（円）												
1	375,000												
2～7	（略）												
号給	給料月額（円）												
1	374,000												
2～7	（略）												

【第4条】葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表 (R2.4.1施行)

改正後	改正前
<p>葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号</p>	<p>葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成22年12月15日条例第24号</p>
<p>(給与条例の適用除外等)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p>
<p>第8条 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例(昭和26年葉山町条例第108号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第6条、第7条、第8条の2、第16条第1項及び第2項並びに第17条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p>	<p>第8条 葉山町一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年葉山町条例第108号。以下「給与条例」という。)第3条、第4条、第6条、第7条、第8条の2、第16条第1項及び第2項並びに第17条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p>
<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の130(再任用職員にあっては、100分の72.5)」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第16条第3項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第16条第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び葉山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年葉山町条例第24号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第17条第2項中「100分の130(再任用職員にあっては、100分の72.5)」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p>
<p>3～4 (略)</p>	<p>3～4 (略)</p>

【附則第4項】公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 新旧対照表 (R2.4.1施行)

改正後	改正前
<p>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成16年5月24日条例第8号 (職務に復帰した職員に関する葉山町一般職の職員の給与等に関する条例の特例)</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する葉山町一般職の職員の給与等に関する条例(昭和26年葉山町条例第108号)第18条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</p>	<p>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成16年5月24日条例第8号 (職務に復帰した職員に関する一般職の職員の給与に関する条例の特例)</p> <p>第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する葉山町一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年葉山町条例第108号)第18条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。</p>

【附則第5項】葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表 (R2.4.1施行)

改正後	改正前
<p>葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成7年7月1日条例第12号 (時間外勤務代休時間)</p> <p>第8条の2 任命権者は、<u>葉山町一般職の職員の給与等に関する条例</u>(昭和26年葉山町条例第108号)第11条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 (略) (介護休暇)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護休暇については、<u>葉山町一般職の職員の給与等に関する条例</u>第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。 (介護時間)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護時間については、<u>葉山町一般職の職員の給与等に関する条例</u>第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</p>	<p>葉山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成7年7月1日条例第12号 (時間外勤務代休時間)</p> <p>第8条の2 任命権者は、<u>葉山町一般職の職員の給与に関する条例</u>(昭和26年葉山町条例第108号)第11条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 (略) (介護休暇)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護休暇については、<u>葉山町一般職の職員の給与に関する条例</u>第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。 (介護時間)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 介護時間については、<u>葉山町一般職の職員の給与に関する条例</u>第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</p>

【附則第6項】葉山町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表（R2.4.1施行）

改正後	改正前
<p>葉山町職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第18号 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 葉山町一般職の職員の給与等に関する条例(昭和26年葉山町条例第108号。以下「給与条例」という。)第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>葉山町職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第18号 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 葉山町一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年葉山町条例第108号。以下「給与条例」という。)第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 (略)</p>

【附則第7項】葉山町証人等の実費弁償に関する条例 新旧対照表（R2.4.1施行）

改正後	改正前
<p>葉山町証人等の実費弁償に関する条例 昭和47年3月30日条例第8号</p> <p>（実費弁償）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の実費弁償の額は、別表のとおりとする。ただし、鉄道賃については、<u>葉山町一般職の職員の給与等に関する条例</u>（昭和26年葉山町条例第108号）第3条第1項に掲げる行政職給料表（一）8級の職務にある者の旅費の例による。</p> <p>3（略）</p>	<p>葉山町証人等の実費弁償に関する条例 昭和47年3月30日条例第8号</p> <p>（実費弁償）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の実費弁償の額は、別表のとおりとする。ただし、鉄道賃については、<u>葉山町一般職の職員の給与に関する条例</u>（昭和26年葉山町条例第108号）第3条第1項に掲げる行政職給料表（一）8級の職務にある者の旅費の例による。</p> <p>3（略）</p>

【附則第8項】葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表（R2.4.1施行）

改正後	改正前
<p>葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例 昭和43年3月29日条例第19号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び葉山町一般職の職員の給与等に関する条例（昭和26年葉山町条例第108号）第10条の2の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定める。</p>	<p>葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例 昭和43年3月29日条例第19号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び葉山町一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年葉山町条例第108号）第10条の2の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定める。</p>

【附則第9項】葉山町職員旅費支給条例 新旧対照表 (R2.4.1施行)

改正後	改正前
<p>葉山町職員旅費支給条例 昭和31年10月6日条例第205号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、<u>葉山町一般職の職員の給与等に関する条例</u>(昭和26年条例第108号)第3条に規定する「給料表による当該級の職務」をいうものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>葉山町職員旅費支給条例 昭和31年10月6日条例第205号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「何級の職務」という場合には、<u>葉山町一般職の職員の給与に関する条例</u>(昭和26年条例第108号)第3条に規定する「給料表による当該級の職務」をいうものとする。</p> <p>3 (略)</p>

【附則第10項】葉山町消防長及び消防署長の任命資格を定める条例 新旧対照表（R2.4.1施行）

改正後	改正前
<p>葉山町消防長及び消防署長の任命資格を定める条例 平成25年12月5日条例第21号</p> <p>（消防長の資格）</p> <p>第2条 消防組織法第15条第2項に規定する消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>（1）、（2）（略）</p> <p>（3）本町の行政事務に従事した者で、<u>葉山町一般職の職員の給与に関する条例</u>（昭和26年葉山町条例第108号。以下「条例」という。）別表第3に規定する職務の級が8級の職に2年以上あったものであること。</p> <p>（4）（略）</p>	<p>葉山町消防長及び消防署長の任命資格を定める条例 平成25年12月5日条例第21号</p> <p>（消防長の資格）</p> <p>第2条 消防組織法第15条第2項に規定する消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>（1）、（2）（略）</p> <p>（3）本町の行政事務に従事した者で、<u>葉山町一般職の職員の給与に関する条例</u>（昭和26年葉山町条例第108号。以下「条例」という。）別表第3に規定する職務の級が8級の職に2年以上あったものであること。</p> <p>（4）（略）</p>